

# 最近各國人口政策概観

北岡壽逸

最近各國の人口政策は我國にとつても參考となる所尠からずと考へるので、國別に紹介し度いと思ふ。本文はその前文又は總論として、各國の状況を極めて鳥瞰的に觀察したものである。

## 一、人口現象の百八十度的轉回

今より百四十年前、マルサスは當時の人口現象を觀察して云つた『人口の増加は生活資料の増加よりは遙に大きい傾向がある』(初版一三頁—一四頁)と、又曰く『生活資料が増加すれば人口は必然的に増加する』と(同一四

〇一四一頁)(註)。

(註) マルサスの人口論は主として二三のポスチュラ(公準)の演繹であるけれども、同時に彼は従前の各時代各國の現象を究明敘述し、彼の學說の誤りなきを證明するに努めて居る。

マルサスの説は版を重ねる毎に修正を重ねて居るが、上述の根本命題には何の變更もない。

このマルサスの人口學說が如何程の眞理を有するかは、今日に於ても尙興味のある問題である。私は彼の人口論は古今を通じて多大の眞理を有し、今日に於ても世界の一角にはマルサスの人口論が文字通りに實現せられて居る事を認むるものである。然し乍ら歐洲諸國殊に西部北部歐洲諸國及其の延長とも云ふべき、北米及濠洲の諸國即ち所謂白人文明國の關する限りに於ては、近時の人口現象はマルサスの論究の對象となつた時代とは事情全く一變した。殆んど百八十度的轉回と云ふも不可はない。殊に最近に至つては食料の増産甚しく、生産過剩、價格低落の傾向著しきに拘らず、出生率、人口増加率は年々減少して行く。この事は今日凡ての國を通じての周知の常識であるけれども、各國人口政策を述ぶるに先立ち、左に主要國に就ての出生率の表を掲げておく。

(人口問題研究所)

白人諸國出生率の變遷	白人
フランドル	三二八
スエーデン	三二八
イングランド及ウエールズ	三二八
デンマーク	三二八
ベルギー	三二八
和蘭	三二八
諸威	三二八
瑞西	三二八
オーストリア	三二八
ブルガリア	三二八
ハンガリー	三二八
イタリア	三二八
ポーランド	三二八
ユーゴスラビア	三二八
オーストリア	三二八
デンマーク	三二八
ニュージーランド	三二八
アメリカ合衆國	三二八
白人	三二八

一八七二—一七五	二五五	三〇七	三五六	三六九	三〇八	三三四	三六一	三〇三	三〇二	三九三	四〇一	三九八	四〇〇	三六三
一八八一—一八五	二四七	二九四	三三五	三七〇	三三四	三〇九	三〇八	二八二	二八三	三六三	四〇四	三六〇	四〇八	三五二
一八九一—一九五	三三三	二七四	三〇五	三六三	三〇四	二九一	三一九	二七七	二七七	三七五	四一七	三六〇	四二七	三五〇
一九〇一—一〇五	三二二	二六一	二六三	三〇五	二九〇	二七九	三二五	二六五	二七八	三五七	四〇七	三七四	三六六	三〇一
一九一一—一四	二八六	二五五	二四二	二七八	二六一	三三二	二六一	二五三	二五五	三〇八	三五七	三七一	三七一	二七四
一九一五—一九	二二二	二〇八	一九四	二六七	二三八	二三八	二五八	二四〇	一八九	二六三	三〇八	二八一	三三七	二四三
一九二一—二五	一九三	一九二	一九九	三三一	三三三	三〇四	二五七	三三二	一九五	三九〇	二九四	二九七	三〇七	三三五
一九二六—三〇	一八二	一九九	一六五	一八四	一九四	一八六	三三三	一八〇	一七六	三三一	二九四	二九七	三〇七	一九七
一九三一	一七五	一四八	一五八	一六〇	一八〇	一八三	三三二	一六三	一六七	二九四	二七七	二四九	三〇二	一八四
一九三二	一七三	一四五	一五三	一五一	一八〇	一七七	三三〇	一六〇	一六七	二九三	二九四	二八八	三〇二	一七二
一九三三	一六二	一三七	一四四	一四七	一七三	二六六	三〇八	一四八	一六四	二四三	二九三	二八八	二六五	一六二
一九三四	一六三	一三七	一四八	一八〇	一七八	一六〇	二〇七	一四六	一六二	二四一	二九一	二八九	二六五	一六六
一九三五	一五三	一三八	一四七	一七七	一五四	二〇二	一四四	一六〇	一五三	二二二	二二二	二三四	二六一	一六三
一九三六	一五〇	一四二	一四八	一九〇	一七八	一五二	二〇二	一四六	一五六	二二二	二〇四	二六三	二六九	一六六
一九三七	一四七	一四三	一四九	一八八	一八〇	一五三	一九八	一五三	一五〇	二二八	二四〇	二二二	二二七	一七三
一九三八	一四六	一四九	一五一	一九七	一八一	一五六	二〇六	一五八	一五二	二二九	二三四	二二六	二四四	一八〇

一 一八四〇年迄は Thompson, Population Problem P.85 に其の後一九三三年迄は Kuczynski, Measurement of Population Growth に其の後は國際聯盟年鑑に依る。  
 二 アメリカ合衆國に就ては Thompson 及 Whelpton, Population Trends in the United States P.263 に依る。一八一〇年來毎十年の推定數である。一九二一年後は國際聯盟の統計に依る。

右の表に依れば、千八百七十年代に於てはフランスを除く總ての國は出生率千人に就き三十人以上で、恰も我國の事變前の狀況と略同様であつた。

フランスに於ても其の少し前即ち千八百二十年頃に於ては矢張り千分の三十以上の出生率を有して居たのである。然るに佛國は十九世紀の初以來その他の國は千八百七十五年頃を轉機として、出生率は低下の一途を辿り最近に於ては西歐洲諸國は——和蘭及丁抹を除き——出生率は千分の十

五前後、即ち六十年前に比し半減以下に下つた。洵に驚くべき現象と言は

なければならぬ。

尤も出生率低下の一途を辿つた歐洲も、一九三六年頃を底として爾來やや上昇の傾向がある。妙くとも底を突いたと云ふ感じである。是後述する如く各國相次いで出生増加政策を採用したこと、政府の政策の實行と迄は至らずとも輿論が人口減少の脅威に驚いて、出生増加の國家的必要を自覺したるに依るものであらう。

## 二、人口減少の脅威

斯くの如く出生率が減少しても、同時に死亡率が著しく減少した爲に、人口其のものは未だ若干の増加を續けて居る。フランス竝に塊太利がつい最近に於て人口の減少を示した外は、何れも尚ほ出生数が死亡数を超過して居る。併乍ら、斯くの如く出産が非常に減少し、他方死亡が之に應じて減少して、尚ほ人口の増加を維持するといふ現象は長く續き得るものではない。何とならば、出生率の減少には限度がない。何處まで減少するか分らない。之に反して死亡率の減少には限度がある。人は結局死ななければならぬからである。今日の歐洲の死亡率を見ると非常に低い。併し、是は仔細に觀察すると、衛生状態の著しき改善に依り人の壽命が延長しつゝある過渡期の現象であつて、纏て此の壽命の延長が停止したならば、死亡率は寧ろ上ることが豫想せられる。隨て出生率が今日の儘であるならば、歐洲の人口は著しく減退するであらう。

西部及北部歐洲諸國の人口が近き將來に於て減退の傾向に向ふであらうといふことは多くの學者の一致して豫測する所である(註)。尤も、是が具體的の數字の豫測は色々な要素を前提して掛らなければならぬから、學問的意義は乏しい。然し假定を用ゐずとも、人口減少の傾向にあることは容易に證明出来る。現在の出生率並に死亡率を表面的に觀察するならば、人口は増加するやうに見えるけれども、突込んで之を見るならば、今日既に人口減少の兆歴然たるものがあることは多くの學者の示さんと努めた所である。その一二を紹介する。

其の一はクチンスキー(Kuczynski)の純再生産率の研究である。純再生

産率とは十五歳乃至四十九歳までの婦人の生む女の子の数を算出し、更にそれが母の年齢に達するまでの間に死亡する者を差引き、斯くして得たる女の子の數と、子を生むべき十五歳乃至四十九歳までの女の數との比例を取つたものである。此の數が一致すれば純再生産率は一であつて、人口は維持出来る譯である。之に反して、生産年齢にある婦人よりも、それから生れる女の子の數が少ければ、再生産率は一以下であつて、人口は漸次減る譯である。之に反して、再生産率が一以上の場合に於ては人口が殖える。第二表に此の再生産率を掲げる。

第二表 主要國最近人口増減傾向 (國際聯盟の統計に依る)

國名	調査年次	出生率	死亡率	自然増減率	平均壽命		再生産率	備考
					男	女		
北米合衆國 (白人)	一九三三	二六・七	一七・七	九・〇	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
獨逸	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
奧地利	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
白耳義	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
丁抹	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
佛蘭西	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
ハンガリー	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
伊太利	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
諾威	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
和蘭	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
ポーランド	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
ポルトガル	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
英吉利 (イングランド、ウェールズ)	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
瑞典	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率
瑞西	一九三三	二六・一	一七・七	八・四	一三・三	一九三三出生率	一九三三出生率	一九三三出生率

濠洲	一九七	一七四	九四	八〇	五	七	一五四	〇九九
ニュージ	一九八	一八〇	九七	八三	六	六	一五〇	一〇三
ランド	一九七	一九〇	一五二	一五二	六〇	六〇	一六一	一五五
南阿聯邦	一九一							
カナダ	一九一							
日本	一九一							

今一つの説はドイツの統計局長のブルグドルファー(Burgdorfer)の提

唱するもので、生命表に依る平均壽命を以て千で割つたものを眞の死亡率若くは安定死亡率と稱して、平均壽命が一定し、人口の増減もなく人口が安定した場合に於ては此の死亡率に達すると云ふのである。第二表に於て示すが如く、此の平均壽命より算出した死亡率は多くの國に於て現在の死亡率よりも遙かに高い。是れ即ち現在の死亡率は平均壽命の延長しつゝある過渡期の死亡率であつて人口増加停止し、平均壽命の延長が停止した場合に於ては、死亡率が更に上ることを示すものである。今右の第二表に於て最近の出生率、死亡率、自然増加率、竝に平均壽命から算出した死亡率と再生産率とを見るに、普通の出生率は今尙ほ死亡率を越えて多くの國に於ては自然増加を示して居る。唯、フランスとオーストリアだけが減少を示して居ることは既に述べた通りである。併し、一たび之を平均壽命より算出したる死亡率と比較すると、オーストリア、ベルギー、フランス、ノールウェー、イギリス、スウェーデン、スイス等は何れも現在の出生率は平均壽命より算出したる死亡率に及ばない。是れ、是等の國に於ては臈て人口は減退することを示すものである。又曩に述べた再生産率はアメリカ、ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ノールウェー、イギリス、スウェーデン、スイス、濠洲、總て一以下であつて、此の點より見れば、是等の國は何れも臈て人口の減退することを示すものである。尙ほ、ドイツはナチス政權以來、後に述ぶる如く非常に出生率が増加した

が、ナチス政權前に就て言へば、出生率は平均壽命より算出せる死亡率に及ばず、再生産率は一に及ばず何れの點よりも人口減退の傾向にあつた。尙ほ、もう一つ、歐洲大戰を経たる國に於てもつと簡単に人口の減退せんとしつゝあることを示すものは、人口の年齢別の統計である。左に第三表に英、佛、獨三ヶ國の人口年齢別を見る。

第三表 英、獨、佛人口年齢別

英國	一九二一年	一九三一年	一九三五年
佛國	一九二一年	一九三一年	一九三五年
獨逸	一九二一年	一九三一年	一九三五年
〇—一四歳	一五、二九歳	一五、二九歳	一五、二九歳
一五—二九歳	一〇、〇七七	一〇、〇七七	一〇、〇七七
三〇—四九歳	九、四四八	九、四四八	九、四四八
五〇—六四歳	八、五二一	八、五二一	八、五二一
六五—七九歳	七、七二三	七、七二三	七、七二三
八〇—九四歳	八、五二一	八、五二一	八、五二一
九五—一〇九歳	八、三二八	八、三二八	八、三二八
一一〇—一二四歳	八、九二四	八、九二四	八、九二四
一二五—一三九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
一四〇—一五四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
一五五—一六九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
一七〇—一八四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
一八五—一九九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
二〇〇—二一四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
二一五—二二九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
二三〇—二四四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
二四五—二五九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
二六〇—二七四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
二七五—二八九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
二九〇—三〇四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
三〇五—三一九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
三二〇—三三四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
三三五—三四九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
三五〇—三六四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
三六五—三七九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
三八〇—三九四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
三九五—四〇九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
四一〇—四二四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
四二五—四三九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
四四〇—四五四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
四五五—四六九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
四七〇—四八四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
四八五—四九九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
四九〇—五〇四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
五〇五—五一九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
五二〇—五三四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
五三五—五四九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
五五〇—五六四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
五六五—五七九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
五八〇—五九四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
五九五—六〇九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
六一〇—六二四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
六二五—六三九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
六四〇—六五四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
六五五—六七九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
六八〇—六九四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
六九五—七〇九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
七一〇—七二四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
七二五—七三九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
七四〇—七五四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
七五五—七六九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
七七〇—七八四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
七八五—七九九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
七九〇—八〇四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
八〇五—八一九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
八二〇—八三四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
八三五—八四九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
八五〇—八六四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
八六五—八七九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
八八〇—八九四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
八九五—九〇九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
九一〇—九二四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
九二五—九三九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
九四〇—九五四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
九五五—九六九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
九七〇—九八四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
九八五—九九九歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六
一〇〇〇—一〇一四歳	一一、四〇六	一一、四〇六	一一、四〇六

之に依れば、一九二一年(獨逸に付ては一九一〇)に於ては若い年齢階級の者が多く、年齢を加ふるに従つて其の数が減つて行つて居るから年齢構成は常態的である。然るに一九三一年(獨逸に就ては一九二五年)に於ては年齢階級の若い者の方が少い。即ち零歳乃至十五歳の者が十五歳乃至三十歳の者よりも少い。十五年の後には此の零歳乃至十五歳の者が十五歳乃至三十歳になる譯であるから、今後零歳乃至十五歳の者は一人も死ぬことなく全部が此の儘育つても十五年後には十五歳乃至三十歳の階級の者は減るといふことは確實である。之に若干の死亡率を加へるならば壯年人口の減退は更に甚だしい。尤も衛生状態の改善に依つて壽命が延びるならば、老人の増加することに依つて國全體の人口は尙ほ維持出来るかも知れぬ。併し、働き盛りの若い者の人口の減るといふことは國家に取つて洵に重要なことである。是れドイツの統計局長のブルグドルファーが、若者なき國民

(Volk ohne Jugend)といふ本を著して憂へた所であつて、ドイツ、フランス、イギリス等の國に共通の現象である。

(註) 人口の將來を豫測したものゝ一は英國の人口の將來に關するチャールズ女史の推定である。(Dr. End Charles, The Effect of Present Fertility and Mortality upon the Future of England and Wales.) 女史は三種の假定の下に推定を立てた。第一は、一九三三年の死亡率及出生率が維持せらるゝとするもの、第二は、出生率は一九八五年迄死亡率は一九六五年迄何れも大體從來通り低下するとするもの、第三は、死亡率は從來通り低下し、出生率は一九三一年の程度迄回復するとするものである。

英國將來の人口

年次	第一推定	第二推定	第三推定
一九三五	四〇、五六三	四〇、五六三	四〇、五六三
一九四五	四〇、八七六	四〇、三九二	四二、三三八
一九五五	四〇、二〇七	三八、七七七	四三、六五一
一九六五	三八、五〇四	三五、七九九	四三、七七四
一九七五	三六、〇三八	三一、四五二	四三、〇二一
一九八五	三三、一〇六	二六、〇八七	四一、六二二
一九九五	三〇、〇一九	二〇、四四〇	三九、八七一
二〇〇五	二七、〇九〇	一五、〇五八	三八、一九七
二〇一五	二四、四六七	一〇、四五六	三六、六四六
二〇二五	二二、二二一	六、九四〇	三五、一〇四
二〇三五	一九、九六九	四、四二六	三三、五八五

次にウィクセル教授がスエーデンに就て試みたものを例示しよう。(International Labour Review 1939, June Myrdal, A Program for Family security in Sweden.)

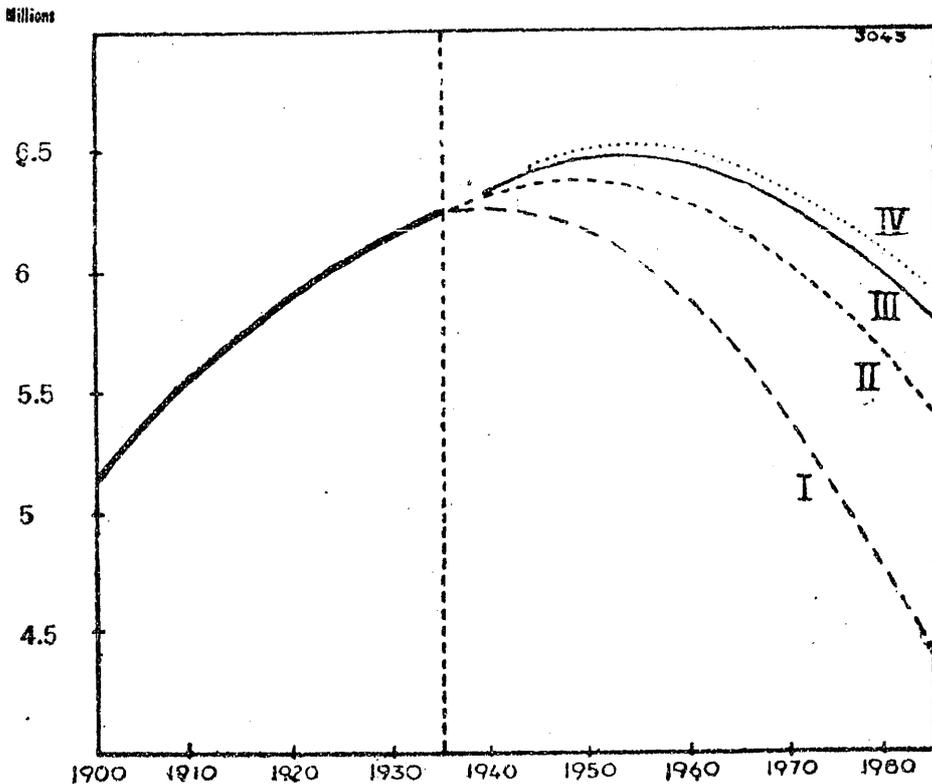
同教授も亦各種の假定の下に推定を試みた、第一は出生率は漸減するかその速度は漸次低下し或程度に於て安定するものとしたもの、第二は出生率は一九三三年と同様と假定し結婚率は一九〇一年乃至一九一〇年頃迄の標準

最近各國人口政策概観

に依り繼續されるとするもの、第三は出生率は一九三三年と同様、結婚率は、一九〇一年乃至一九一〇年の一二五%に達して安定するとするもの、第四は、出生率を嫡出子に就ては現在通り繼續し、私生兒に就ては漸減し、一九五六年には現在の半分となるものとし、結婚率は漸増し從來の一五〇%にて安定すると見るもの、右四説を通じて死亡率は現在(一九三三年)通り繼續するものと假定する。

右の假定に基き將來の人口を圖表を以つて現はすこと次の如くである。

スエーデンの將來の人口



佛國に就ては Savvy 氏の一九三二年發表されたものに依れば、一九二九年のセーヌ縣の出生率迄低下するものとせば、一九七五年には三〇、六四〇、〇〇〇人、一九八〇年には二九、〇一三、〇〇〇人となる計算である。

尙歐米將來の人口に就ての各種の推定に就ては Carr Saunders, World Population 一一八頁に一覽表がある。

人口増加が喜ぶべき現象か、人口減少が悲しむべき現象かは經濟學上の議論としては論争の盡きない問題であつて、本文冒頭に掲げたマルサスの人口論が、人口の増加を以つて、社會に於ける一切の惡徳と悲惨の根源としたこと、その後所謂正統學派の賃銀基金學説は、人口の減少(相對的)を以つて、勞働賃銀引上の殆んど唯一の方策としたことは周知の通りである。今日に於ても人口の増加は生活程度の低下を來し、人口減少は生活向上を來すとす議論もある。是等の學説に就ては稿を改めて評論し度いと思つて居る。然し如何に人口増加を呪ひ人口減少を喜ぶ人でも、今日の西北歐洲の如く人口が絶對的に減少し、而も加速度的に減少することを可なりとするものはない。加之、上記の人口と生活程度に關する經濟論は凡て、世界の平和を前提としての論である。然るに今日の世界の如く民族國家對立し、ブロック經濟の世に於て國力の基礎たるべき人口の減少を憂へざるものはない。是歐洲諸國に於て近時相次で人口増加政策又は人口減少防止政策の採らるゝ所以である。

### 三、人口増加策概観

人口増加策又は人口減少防止策は大別して三とする事が出来る。一は死亡率減少策であり、二は出生率増加策であり、三は移入民族増加、移出民制限策である。現下各國の人口問題は民族としての人口問題なるが故に三

の移民政策は本問題の外に立つ。

死亡率減少策は政策として最も沿革古く、何れの國にも普遍的であり、凡そ國として國民の死亡率の減少の爲に各種の政策を採らざるものはないと云つても差支はない。而して是等は從來は直接個人の幸福を目的とし特に人口増加を目的としたものではないが、近時に於ては死亡率減少政策殊に幼児死亡率減少策が人口増加を目的として行はれるに至つた。

獨逸のナチスの社會事業團の乳幼児保護事業、佛國の家族手當平均金庫のなす出産及乳幼児保護事業、スエーデンに於て最近相次で施行された出産及乳幼児保護施設が何れも人口の増加を標榜して居る事は特に注意するに足る。

二の出生率増加政策こそは人口増加政策の中心をなす。蓋し近時に於ける人口減少の脅威は出生率の減少に基くもので、之が恢復こそ近時人口政策の眼目でなければならぬ。尤も之は歐洲殊に西部及北部歐洲の如く死亡率の充分に低下し切つた國々に就ての事であつて、吾國に就ては又別の論があり得る事は云ふ迄もない。

出生率増加策を論ずる前に、出生率減少の原因を論じなければならぬ譯であるが、それは諸説紛々頗る多岐に互るが故に別論に譲り、唯各個の出生率増加策の實際效果に關連して出生率減退の原因論にも觸れるに留める。左に各國に於て出生率の増加策として實行せられて居るものを擧げる。

#### 第一、結婚の奨勵

結婚率の低下及結婚年齢の上昇と云ふ事が如何なる程度に於て出生率減少の原因であるかに就ては多くの議題があり、かゝる原因を云ふに足らずとする學者も居る(例へばトムソン人口論一一七頁)然し結婚は出産の前提であるから結婚の奨勵、及晩婚の防止が出産奨勵策の

一たるは論を待たざる所である。

特に結婚奨励として述べべきもの二ある、一は獨身者に對する特殊負擔であり、二は結婚に對する貸付金制度である。前者の例としては伊太利の獨身税及獨逸の税制を擧ぐることが出来る。尤も所得税は何れの國に於ても家族の數に應じて一定額を控除するの制度を有するも、多くは勞働能力なき幼兒及老人、廢疾者等に對する控除を常とする。反之、伊太利の獨身税は獨身者に重課し且結婚奨励策たることを聲明して居る。後者の例として、獨逸、瑞典、佛國に於ける結婚貸付金の制度を擧げることが出来る。是等三ヶ國の制度は新婚者に家庭を持つ爲の資金を貸與するものなる事に於て共通であるが、その内容は夫々異なる。瑞典の制度は（金額千クローネ以内期間五ヶ年以内）單純なる結婚奨励制度なるに反し、獨逸の制度は出產奨励と結合し、佛國の制度は更に都市集中防止策を結合して居ること後述する如くである。

## 第二、避妊の防遏

避妊が近時の出生率減退の最大直接の原因であることには異論は殆んどない。故に避妊方法の實行を防止することを得ば出生率の減退を防止するに最も有效な譯である。尤も、何れの國に於ても風俗上の理由よりして避妊に關する智識の普及、避妊具の頒布等に制限を加へて居る。然し避妊は或場合母體の健康上必要であり、避妊具は同時に性病豫防具なるが故に之を抑壓する由もない。獨、伊、佛、何れも人口政策の見地より避妊の智識の普及及避妊料品の販賣を制限せんとしつゝその實何等實效ある方法を講じ得ないのはこの理由による。反之、瑞典に於ては他の方法に依り出產増加の方法を講じつゝ避妊の智識の普及及之を抑制して居ない。

## 第三、墮胎嚴禁

墮胎が近時の出生率減退の重大理由たる事は公知の事實である（註）。而して墮胎は何れの國に於ても風俗上の理由よりして之

を禁止せざるはない。唯何れの國に於てもその母體の生命の保護の爲に必要なる場合は之を認めざるを得ない。故に或は法を犯し、或は法を免れて墮胎を行ふの風何れの國にも絶えないのである。之が防止の方法としては制裁を嚴重にすること、届出制又は立會醫師の制度を設けること及警察力に依りて取締りを勵行することである。佛國の新家族法典（本誌別稿參照）は法制として最も嚴格なものであり、ナチス獨逸の取締りは法の勵行として最も有效なものであらう。前者は未だその成績を見るに至らざるも後者は既に顯著なる成績を擧げた。ナチスの政權掌握以來獨逸の出生率の著しく向上した最初の直接の原因は之に依ると曰はれて居る。

（註）墮胎が如何なる程度に歐洲に行はれて居るかは事の性質上一般的な統計はないが千九百十一年リヨン大學教授の Jacques 教授は、フランスに於ては出產よりも墮胎の方が多いと言つた。又千九百三十三年 Dunbar 教授は、フランスに於て出產が七十萬あるに對して恐らくは八十萬位の墮胎があるであらうと言つた。又白耳義の Villalp 女史も、白耳義に於て出產が十五萬に對して墮胎の數は十五萬乃至二十萬あると言つた。次に獨逸の健康保險の統計を見ると、墮胎の數は驚くべきものがある。例へばベルリンの健康保險組合に於ては通常の出生百に對して千九百二十六年は墮胎が百一、千九百二十七年は百六、千九百二十八年は八十八、千九百二十九年は百三といふ譯で、殆ど墮胎の數と出生の數が匹敵して居る。又アー・ゲー電氣會社の健康保險組合の統計に依ると、正常なる出生百に對し墮胎の數は千九百二十六年に於ては百二十九、千九百二十七年は百八十七、千九百二十八年は百十二といふ數で、何れも墮胎の數の方が出生の數より多い。固よりは是は斷片的な資料ではあるけれども、歐洲に於ける風俗の一端を示して居ると思ふ。（Glass: The Struggle for Population P. 75 及 29）

## 第四、出產の負擔輕減（産院の普及、公費補助及出產奨励金）

出產施設の不備や出產の負擔が出產率減少の原因であるか否かは問題であるの

みならず、統計的研究よりすれば、寧ろ逆に産院や病院の普及して居る都市及負擔能力の大きい富階級の方が、かゝる設備の備らざる農村よりも出生率は低いのである。

然し他の條件にして同一ならば産院の完備し、その費用の廉なる方が然らざる場合に比して出産の奨励となるべき事は容易に想像が出来る。之獨、伊、佛等に於て出産増加策として産院の普及改良に努むる所以であるが、この點に特に重點をおいて居るのはスエーデンである。同國に於ては一九三七年の議會は母子議會と曰はるゝ程、母及子に關する多くの法案が提出されたが、その趣旨は出産増加であり、最も力を入れたことの一は産院及助産婦の施設であつた。即ち公費の補助を受けた低廉なる産院及助産婦が全國に普及せられ、凡ての國民は——財産及収入の如何に拘らず——出産時の手當を保障せられ、尙年收三千クローネ（國民の九十二%は之に該當すると云ふ）以下の國民には、出産手當七十五クローネが與へられることゝなつた。

又上記獨逸及佛國の結婚奨励金は同時に出産奨励金の性質を含み、産兒一人毎に獨逸に於ては四分の一、佛國に於ては五分の一の割合で貸付金が免除され、獨逸では四人、佛國では五人生めば貸付金は棒引になる。その外に佛國では結婚後二年内に長子の生れた場合には五千法乃至二千法の奨励金がある。

**第五、育兒負擔の軽減** 育兒負擔の過重な事が出生率減少の原因なることも亦、統計的に實證することは困難である。何となれば今日迄の調査研究の示す所に依れば、所得の高きに應じて出生率は低くなるを常とするからである（尤も之には異説あり。例へば Karl Arvid Edin の瑞典に於ける研究は之が逆證を示す）。然しかゝる統計的事實に拘らず、育兒の負擔

の重きことが出生率減少の一原因たる事は否定すべくもない。其處で出生率増加の方法として育兒費の軽減が考へられる。

育兒費軽減の方法は三つある。

**其の一**は公費の育兒施設を普及せしめて、育兒費用を軽減することである。是は何れの國も從來主として社會政策的理由より行つた所であるが、近時に於て出生率増加を目的として行はれた。その最近の顯著な施設はスエーデンに見る。

同國に於ては一九三八年より、半額國庫負擔の原則の下に學童の營養食配給を行ひ、又全然無料を以つて肝油、カルシウム、其の他の強壯劑を兒童保健所に於て配給することゝした。尙更に大規模なる兒童保健施設の社會化が企圖されて居る。

獨逸に於てもナチス社會事業團は乳兒死亡率の減少と共に育兒費の負擔軽減の爲に各種の施設をやつて居る。佛國及白耳義に於ける家族手當平均金庫のなす育兒施設もその著しき例である。何れも育兒の負擔の軽減と共に乳幼兒死亡率の低下を目的とするものである。

**其の二**は所得税の家族控除である。之は從來は單に、租税をして負擔能力に應ぜしむることを目的としたにすぎないが、近時に於て出生増加を標榜するに至つたものがある。伊太利及獨逸はその適例である。

**其の三**は家族に對する特別手當、即ち家族手當制度である。家族手當も亦必ずしも常に出生増加政策の見地より實行せらるゝものではない。或は合理的なる賃銀、棒給の定め方として、或は戰時物價騰貴の際の最少限度の賃銀引上方法として或は最低賃銀の方法として、或は雇主の福利施設として、行はれたのであるが、今日に於ては人口増加政策として實行せらるゝもの寧ろ多きを見る。佛國、白耳義、伊太利、獨逸、ハンガリー、ス

ペーイン等の家族手当制度は凡て人口増加が政策の主たる目的とすることを標榜して居る。(家族手当制度の性質、沿革、組織等に就ては本年二月號經濟學論集拙稿参照)

家族手当制度は出生率増加策中最も重要なもので、實に出生獎勵策の中心をなす。本論の續きとして各國の人口増加政策を述ぶる時は家族手当制度が主たるものとなるであらう。

育児費の輕減を廣く解して、教育費の輕減もこの中に入れ、初等教育の無料制、中等教育、大學に對する獎學金制度の如きものをその中に含ましめるものもある(註)。然し公費の初等教育は同時に教育の義務制を伴ひ、又獎學金の普及は同時に中等及高等教育の普及を伴ひ、かゝる教育の普及に依る負擔の増加こそ、出生率減少の根本原因と考へられて居るのである。尤も既に教育が義務制となり高等教育の普及が既成事實と見るならば、之が負擔輕減は出生率の増加に好影響なしとしないであらう。

(註) Hubback, Family Allowance in Relation to Population Problem, Sociological Journal 1937, October.

**第六、多數家族に對する便宜、利益又は特權** 以上の外小供の多い家族に對して各種の特權を與ふることも亦出生増加の方策として採らるゝ所である。その例としては、左の如きものがある。

一 公營の住宅に關し家族多きものは比較的家賃を低廉にすること、スエーデン、獨逸、伊太利、佛國に於て國策として之を實行する外、英國の如き政府として何等人口増加政策を採らざる國に於ても、半ば社會政策、半ば人口政策として公營住宅の家賃決定に當り、多子家族の爲に家賃を割引するの政策をとる公共團體の數殆んど百に及ぶと云ふ(前記論文)。

二 鐵道の割引、獨逸及佛國に於て行ふ。

三 學校授業料の減免、獨逸、伊太利及佛國に於て之を行ふ。

四 政府及官業に於て優先雇傭すること、獨逸及伊太利に於て之を行ふ。

五 免稅、所得稅の家族控除の外特に子女の多い家族に對して免稅を行ふ。伊太利に於ては官吏の場合は七人、一般には十人以上の子女を有するものには手厚い免稅が行はれる。

六 補助、獎勵金、特に多子家族の補助獎勵を目的とする財團法人は佛國に於て數多い。その數少くも二十を數へる。

第七、相續稅の調節 産兒制限の重要動機が相續財産の分散を廢れること、即ち、其の子孫をして、親と同様の財産的地位を繼承せしめ度いと云ふにあることは一般に承認せられて居る所である。この事は佛國の如き、社會の固定し、向上の機會の乏しい國に於て特に著しい。之を以つて、佛國に於ては子女の數に應じて相續稅の率に著しい差異を設け、兄弟多きものの相續稅負擔を輕減した。(本誌別稿佛國家族法典參照)

第八、酒精中毒及花柳病防止 是等の所謂民族毒の出生減少の原因たるは周知の所である。是等の病毒の防止は國民衛生上及風俗上も必要なる事云ふ迄もなく何れの國に於ても之が防止に努めて居るが、伊國及佛國に於ては特に出生増加の見地より、之が防遏に努むる事とした。

第九、都市集中防止 都市に於ける出生率が農村に於ける夫よりも、著しく低い事は何れの國に於ても見る現象である。之を以つて人口政策上よりして都市集中を防止する政策をとる例がある。

其の一は伊太利であつて、老なる國帑を費して開墾を計りたるが如き、一九二七年省令を以つて、十萬人以上の都會には百人以上の工場を設立する事を禁じたるが如き、又都市勞働者の農業歸還を命じ、田舎より都

市に集中する事を禁ずるの権限を地方長官に與へたが如き、何れも人口政策上都市集中を防止せんとする企てである。

其の二は獨逸に於て伯林、ハンブルグ、ブレーメン等の都市に田舎より移住する事を制限し、都市勞働者の農村に向ふ事を勧め、逆に農村勞働者の都會に働くことを制限した。是等の政策は主として失業防止を目的とするものなるも、又同時に人口政策の見地より、都市集中を防止するものなる事もその標榜する所である。

其の三は佛國の農民定著資金制度で、農夫にして新たに結婚して農村に定著せんとするものに對しては二千法以内を貸付ける。是は獨逸の結婚奨励金と同様結婚の外産兒の奨励を目的とするもので、償還期限は十年であるが、子供を産む毎に年賦金が減額せられ、五人の子を生めば全部棒引となる。獨逸の制度と異なる所は對象を農民に限り農村に定著する事を目的として居ることである。

第十、教育及宣傳 最後に擧ぐと雖も出産力増加の爲に最も必要なものは精神運動である。蓋し産兒制限と云ふが如き事は個人主義享樂主義の餘毒であつて、出生率の増加の爲には、國民の氣魄を盛んにし、人口増加の國家的見地より必要なことを知らしめなければならぬ。この精神運動の最も盛んなるは、獨逸及伊太利であるが、佛國の新家族法典（本誌拙稿）が公私凡ての學校に於て一ヶ年に少くとも六時間人口問題に關して教育することを要することを定めて居る事は誠に興味あることである。

#### 四、出産増加政策の効果

以上廣く各般に互り最近各國の採用するに至つた人口増加政策を述べた

のであるが、是等の政策が如何程の効果を擧げたかの問題に就ては、適確なる資料の乏しきを遺憾とする。例へば家族手當制度の最も廣く、且相當長く行はれたる佛國に於て、その效果に關し適確なる資料の無い事は驚くべき事と曰はなければならぬ。佛國に於て家族手當の效果として、家族手當大會に於て發表する所を見るに左の如きものである。（國際勞働評論一九三〇年三月）

##### 一、子女別家族割合（家族手當平均金庫加入者）

一	兒	一九二六	一九二七	一九二八
二	兒	五四・六六	五四・八三	五三・三六
三	兒	二七・〇九	二六・五一	二七・三九
四	兒	一〇・九五	一一・〇九	一一・三五
五	兒以上	四・七一	四・八〇	四・九二
二、出生率（百人に付）		二・五九	二・七七	二・九八

家族手當の適用あるものに付き

全國人口に付き

全國十五歳乃至六十歳迄の人口に付き

一	一九二六	四・〇七	一・八八
一	一九二七	四・五四	一・八一
一	一九二八	四・四九	一・八二

##### 三、死産及幼兒死亡率

出産百に付き死産

幼兒死亡率

家族手當の適用を受くるもの

全 國

家族手當の適用あるもの

全 國

一	一九二六	一・九七	三・八四	六・〇〇	九・七〇
一	一九二七	二・〇六	三・七六	六・五五	八・三〇
一	一九二八	二・〇九	三・七七	七・一四	九・一〇

之に依ると家族手当を受くる者の子女の数が殖え、又家族手当の適用のある労働者の出生率は其の他一般の者の出生率よりも遙かに多い。併乍ら家族手当を受けて居る者は所謂生産年齢にある労働者であるから、之を一般の國民と比較することは正當ではないし、又若し或る産業の労働者だけに家族手当を支給すれば、其處には家族の多い者が集まるといふことは當然のことであるから、斯くの如き統計は家族手当が出生の増加を來したといふ證明にはならない。唯右表の(三)が示すやうに、家族手当を受けて居る者の死産及び幼児死亡率が一般に比して低いことは確實である。是は家族手当其のものよりも、家族手当金庫がやつて居る各種の幼児及び産兒保護施設の効果語るものであらうと思ふ。フランスに於ては斯くの如き家族手当制度に拘らず出生率が年々減退の一途を辿つて居るといふことは、或は家族手当制度の効果のないといふことの理由にもされるが、併し同時に、是れなかりせば人口の減退は一層甚だしいので、之に依つて人口の減退を幾分でも止めて居ると言つて、家族手当の効果のあることを示す理由にもされて居る。家族手当が何故に効果がないかといふことは固より色々理由が擧げられるが、或る人(グラスス氏)は、現在の家族手当制度は到底家族の養育に必要な費用を掩ふに足りない。實際育児費の三分の一分の四分の一しか家族手当として支給されない故に、それでは出生奨励の効果がないといふのである。其の説に依れば、一人の子供を維持するには、大體家長の収入の二割を要する。然るに現在(一九三五年)のフランスの家族手当では最も高き者と雖も右育児費用の二分の一乃至四分の一に過ぎないといふのである。(Glass, Struggle for Population P. 85)併し別稿に述ぶる如く、本年實行せられた家族法典では、第三子以後には給料の二割の家族手当を出すことになつたから、若し家族手当の少かつたことが家族手当の

効果なかりし原因であるとするならば、今後は此の新しい制度に依つて出生が大いに増加する筈である。吾々は今後のフランスの出生の増加を刮目して見る。尤も今歐洲は戦争になつたが爲に、之に依つて大きな影響を受けるから、家族手当の効果が見られることは更に遅れるであらう。

次に、伊太利の如きも廣凡なる出生率増加政策を實行したのも、未だ出生率の増加を見ない。反之、人口政策の直ちに顯著なる成績を擧げたのは獨逸である。一九三二年以來の結婚數、出生數、出生率を見るに左表の如し、ナチス政權掌握後一九三三年六月人口増加政策を聲明して以來結婚出生の増加顯著なるものがある。而も、通常出生の増加は死亡率の増加殊に幼児死亡率の増加と並行することを普通とするものなるに拘らず、獨逸に於ては、死亡率の増加なきのみならず却つて減少し、殊に幼児死亡率の著しく減少しつゝある事は、ナチス人口政策の大成功と云はねばならない。

結婚數	出生數	出生率	死亡率	死亡數	自然増加數	自然増加率	幼兒死亡率
一九三二	五七千	九三	一一	七〇	二九	三	七
一九三三	六三九	九七	一一	七六	二二	三	七
一九三四	七四〇	一〇六	一〇	七五	四七	七	六
一九三五	六五二	一〇九	一八	七三	四三	七	六
一九三六	六二	一〇九	一八	七六	四三	七	六
一九三七	六〇	一〇七	二七	七四	四三	七	六
一九三八	六四	一〇七	二七	八〇	四六	八	六